

第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事要旨

番号	該当箇所	意見等	回答
1	第4条（基本原則） 第23条（協働の推進）	まちづくりの活動は自治会が行っていることが多く、条例の基本原則である「市民総参加の原則」「協働の原則」が十分に浸透していないように感じる。条例の趣旨を踏まえ、全ての市民がまちづくりへ積極的に参画しやすい環境を作っていただきたい。	地域の活動に参加している方が固定化しており、さらに高齢化も進んでいることが、地域活動の様々な問題につながっていると考えており、本条例の周知等を通じて、色々な立場の市民に参加していただけるよう努めていきたいと考えています。 自治委員・自治会長への負担が増えていることは課題として認識しており、今後も負担軽減のため各種サポートを継続していきたいと考えています。
2	第22条（市民参画）	「自治基本条例」という名称が難しく、市民への理解がどの程度進んでいるのか心配である。市報だけでなく、様々な広報の手法を検討し、条例に対する市民の理解を促進していただきたい。	これまでも様々な機会を通じて条例の周知を図ってきましたが、より周知が進むよう、新たな広報手法も含めて検討していきたいと考えています。
3	第22条（市民参画）	自治基本条例という名称が難しいように感じる。次の世代の方たちが、今よりもっとまちづくりに関わっていけるよう、若者に受け入れられやすいネーミングについて検討してはどうか。	市民に分かりやすいネーミングやサブタイトルについては、最終的な提言を受けて検討したいと考えています。
4	第22条（市民参画）	どの世代の方でも覚えやすく馴染みやすいネーミングについて検討してはどうか。条例のサブタイトルのような形でもよいと思う。	
5	第22条（市民参画）	分かりやすい言葉をからめたサブタイトル等をつけると、若者にも浸透しやすくなると思う。	
6	第22条（市民参画）	本条例に基づき市民がまちづくりに対してどのようなことができるのかという視点も入れて、条例の周知を進めていただきたい。	福祉、教育などの市の様々な業務において、市民の皆さまと対話を行い一緒にまちづくりをしようという概念的な規定を、最高規範として示しているのが本条例です。こうした主旨も含めて条例の周知を行っていききたいと考えています。
7	第22条（市民参画）	大分市の人口規模を考えれば、市民の約半分が条例を知っているということは、素晴らしいと思う。	_____
8	第22条（市民参画）	本条例は性質上抽象的な話にならざるを得ないため、具体的な取組を通じて条例の理念を浸透させていく必要がある。	これまでのような市報等の広報媒体による周知だけでなく、具体的な取組を通じた周知についても検討してまいりたいと考えています。
9	第22条（市民参画）	市民の知る機会が少なくなならないよう努め、皆が知ることができる方法で周知していくことが重要である。	これまでも様々な機会を通じて条例の周知を図ってきましたが、より周知が進むよう、新たな広報手法も含めて検討していきたいと考えています。
10	第22条（市民参画）	若者への周知を進めるため、SNSを活用した広報を行う必要がある。	若者をターゲットにしたSNSによる広報等、新たな広報の手法について積極的に取り入れていきたいと考えています。
11	第22条（市民参画）	情報伝達の手法はあらゆるところにある。是非色々な工夫をしていただきたい。	これまでも様々な機会を通じて条例の周知を図ってきましたが、より周知が進むよう、新たな広報手法も含めて検討していきたいと考えています。
12	第4条（基本原則） 第22条（市民参画） 第23条（協働の推進）	条例を知ってもらうことも大切だが、それと同時にまちづくりに参加してもらい、実際に関わってもらうことが重要である。周知と参加の2つの側面で条例の理念の実現を図っていく必要がある。	本条例の周知だけでなく、色々な立場の市民がまちづくりに参加していただけるよう努めていきたいと考えています。
13	第4条（基本原則） 第22条（市民参画） 第23条（協働の推進）	まちづくりについては、まず身をもって感じていただくことが重要だと思う。市民の皆さんが1歩踏み出すため、どのような形で背中を押してあげればいいのか、その手段・方法を考える必要がある。	_____

第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事要旨

番号	該当箇所	意見等	回答
14	前文 第1章「総則」 第2章「基本理念及び基本原則」	条文を見直す必要があるほどの社会情勢の変化はないように感じる。理念をどれだけ具体化できるのかというフェーズに入っていると思う。	_____
15		条例の認知度向上の必要性について、提言書の中で全体的な意見として記載できればと思う。	_____
16	第9条（市長の基本的役割と責務） 第10条（職員の責務）	各職員に対し、条例に関する理解の深化や条例の理念を普及を図るための具体的な取組を進める必要がある。	市民だけでなく、まずは職員が条例の理念等を理解することは非常に重要であることから、職員に対して研修等で周知を図っており、今後も引き続き取組を進めていきたいと考えています。
17	第9条（市長の基本的役割と責務） 第10条（職員の責務）	例えば、若手職員等にターゲットを絞った重点的な研修や、座学ではなくワークショップ形式の研修等、職員の理解を推進させるための、より効果的な方法について検討し取組を進める必要がある。	ご指摘を踏まえ、職員の研鑽がより進むような取組について検討を行っていきます。
18	第5条（市民の権利）	条例ではあえて将来の自治の担い手である「子ども」の権利を謳っていることから、子どもの年齢に応じたまちづくりへの参画を促すための具体的な手法について検討を進めていく必要がある。	_____
19	第6条（市民の責務）	第6条第1項に「積極的に」という記載があるが、まちづくりへの参画については色々な考えを持った人がいる中で、参画が「強制的」と捉えられないか懸念している。	_____
20	第6条（市民の責務）	（19番に関連して）現在、価値観の多様化が進んでいる。色々な価値観を持った人たちがいるということを強調した表現にはどうか。	_____
21	第14条（条例の制定等の手続）	パブリックコメントの対象となる案件の基準について教えていただきたい。	パブリックコメントは現在、条例の制定等、市政の重要な案件について行うと定めているところです。
22	第12条（財政運営）	新型コロナウイルス感染症等の有事の際でも、健全な行政運営が行われるよう努めていただきたい。	歳入の状況が厳しい中でも、引き続き必要な事業を行うことができるよう予算編成を進めていきます。
23	第20条（危機管理体制の整備等）	条例を策定した時には想定できなかったであろう新型コロナウイルス感染症のような事態は今後も起こりえるので、「災害等」という文言に含めるのではなく、例えば「感染症」という言葉を新たに追記してはどうか。	新型コロナウイルス感染症との戦いは今後も続いていくものと考えております。そうした状況を踏まえて、「災害等」という言葉では「感染症」が見えにくく、文言として加えたらどうかというご提言をいただければ、検討していきたいと考えています。
24	第20条（危機管理体制の整備等）	（23番に関連して）「災害等」で読めなくはないと思うが、こうした新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化やこのコロナの戦いが今後の感染症対策の先例になるということを踏まえれば、「感染症」という言葉を追記することは方向性としてはありだと思ふ。	
25	第20条（危機管理体制の整備等）	（23番に関連して）新型コロナウイルス感染症は近年を代表する重要な事例なので、追記する方がよいのではないかとと思う。	